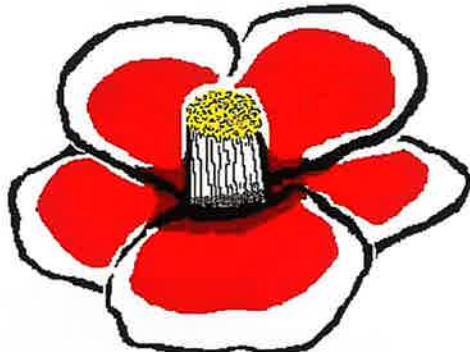


家畜衛生情報

つばき



季刊 第146号
令和5年 冬号



五島さざなみ農園の黄斑プリマスロック

目次

- P. 2 …豚熱関連情報
- P. 3 …鳥インフルエンザに最大限の警戒をお願いします！
- P. 4 …HPAI防疫演習、春節時期における家畜防疫対策の徹底について
- P. 5 …牛のアルボウイルス感染症サーベイランス検査結果について、肉用牛大学に参加しました
- P. 6 …定期報告の提出について、転入者挨拶

長崎県五島家畜保健衛生所
(五島振興局農林水産部家畜衛生課)

〒853-0031

長崎県五島市吉久木町725-3

TEL (0959)72-3379

FAX (0959)72-1023

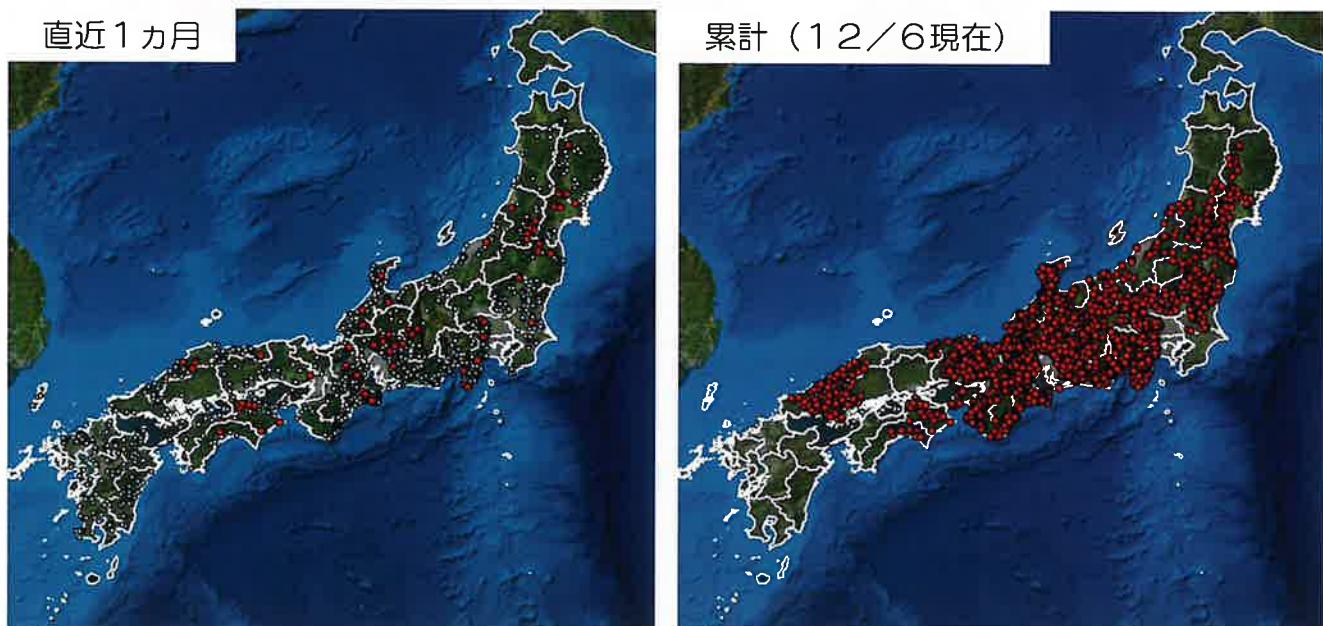
E-mail s12230@pref.nagasaki.lg.jp



豚熱関連情報

◇野生イノシシ検査状況

野生イノシシの検査について、直近1カ月では本州、四国で103事例の豚熱陽性事例が確認されており、これまでに全国で6,632例が確認されています。



今年度の長崎県内の野生イノシシ検査は4~9月で81頭実施し、全て陰性が確認されています。

◇佐賀県発生(88、89例目)における疫学情報(一部抜粋)

- 両農場から得られたウイルスは、これまで解析されたウイルスの中で山口県内の感染野生イノシシ由来のウイルスと最も近縁であった。
- 佐賀県での発生は人為的な伝播によるものと考えられた。
- 遺伝子解析の結果、89例目のウイルスがその農場に侵入した後、88例目の農場に感染拡大したと考えられた。
- 88例目の飼料運搬車両やと畜場への出荷車両の移動経路は、89例目から約1.2kmの地点から同一の道路を約2km通行していた。
- 89例目の農場は車両消毒用ゲートによる消毒を行っていたが、88例目の農場は車両消毒等が徹底されていなかった。89例目に由来するウイルスにより農場周辺が汚染されていた場合は88例目の農場に入る車両により農場内にウイルスが侵入した可能性は否定できない。
- 両農場とも小型動物が農場内に侵入できる状況であり、農場間は370m程度の山林であることから、小型野生動物を介して伝播することは可能であった。

疫学情報からもわかるように、農場にウイルスを侵入させないためには車両等の消毒や野生動物の侵入防止対策が重要です。

今一度、農場周辺の防護柵や畜舎等の防鳥ネットに破損がないか点検、修繕するとともに、車両や長靴等の消毒の徹底をお願いします。

鳥インフルエンザに最大限の警戒をお願いします！

昨シーズンは26道県84事例発生し、約1,771万羽が殺処分対象となりました。

今シーズンもすでに6県6事例の農場発生が確認され、野鳥については83事例が確認されており、昨年と同様最大限の警戒が必要です（令和6年1月11日現在）。

養鶏農家の皆様におかれましては、飼養衛生管理基準、特に下記重要項目について再確認し、不備がある場合は早急な改善をお願いします。

関係機関の皆様におかれましては、農場に入る際には「実践7項目」の徹底をお願いします。

<発生状況>

令和5年度 国内における高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ発生状況

MAFF
農林水産省

○野鳥 22都道府県83事例 ※詳細は環境省HP参照 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/

	検体回収場所	検体回収日	種名	病原性	型
1	北海道奥尻町	10/4	ハシブトガラス	HPAI	H5N1
2	北海道根室市	10/18	ノスリ	HPAI	H5N1
3	北海道根室市	10/26	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
4	宮城県喜多方市	10/27	ハシブトガラス	HPAI	H5N1
5	宮城県喜多方市	10/29	オナガカモ	HPAI	H5N1
6	北海道別海町	10/25	タンチョウ	HPAI	H5N1
7	北海道厚岸町	10/31	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
8	鹿児島県出水市	11/6	環境試料(水)	HPAI	H5N1
9	鹿児島県出水市	11/11	オナガカモ	HPAI	H5N1
10	鹿児島県出水市	11/12	ヒドリガモ	HPAI	H5N1
11	北海道根室町	11/6	タンチョウ	HPAI	H5N1
12	岡山県赤磐市	11/9	ツミ	HPAI	H5N1
13	北海道別海町	11/6	ハクチョウ	HPAI	H5N1
14	鹿児島県出水市	11/8	ヒドリガモ	HPAI	H5N1
-	北海道根室市	11/10	マガモ	LPAI	H5N3
15	鹿児島県出水市	11/13	環境試料(水)	HPAI	H5N1
16	岡山県倉敷市	11/13	オナガカモ	HPAI	H5N1
17	千葉県東金市	11/14	糞便(カモ類)	HPAI	H5N1
18	鳥取県東伯市	11/9	野鳥糞便	HPAI	H5N1
19	鹿児島県出水市	11/19	ヒドリガモ	HPAI	H5N1
20	北海道中標津町	11/11	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
21	北海道大樹町	11/13	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
22	北海道根室町	11/14	タンチョウ	HPAI	H5N1
23	北海道別海町	11/15	タンチョウ	HPAI	H5N1
24	宮城県多賀城市	11/18	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
25	鹿児島県出水市	11/20	環境試料(水)	HPAI	H5N1
26	香川県東かがわ市	11/21	ヒドリガモ	HPAI	H5N1
27	高知県高知市	11/21	ハヤブサ	HPAI	H5N1
28	北海道根室市	11/24	ハシブトガラス	HPAI	H5N1
29	鹿児島県出水市	11/24	コガモ	HPAI	H5N1
30	北海道勇拂別町	11/17	ヒドリガモ	HPAI	H5N1
31	北海道勇拂別町	11/19	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
32	北海道厚岸町	11/19	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
33	北海道厚岸町	11/19	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
34	北海道根室町	11/20	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
35	富山県魚津市	11/21	ヒドリガモ	HPAI	H5N1
36	北海道勇拂別町	11/21	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
37	北海道根室町	11/22	ハシブトガラス	HPAI	H5N1
38	宮城県多賀城市	11/23	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
39	北海道むかわ町	11/22	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
40	北海道根室町	11/24	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
41	鹿児島県出水市	11/27	環境試料(水)	HPAI	H5N1
42	鹿児島県出水市	11/28	ナベヅル	HPAI	H5N1
43	北海道釧路町	11/26	タカタカ	HPAI	H5N1
44	東京都千代田区	11/28	ノスリ	HPAI	H5N1
45	北海道函館市	11/28	ハシブトガラス	HPAI	H5N1

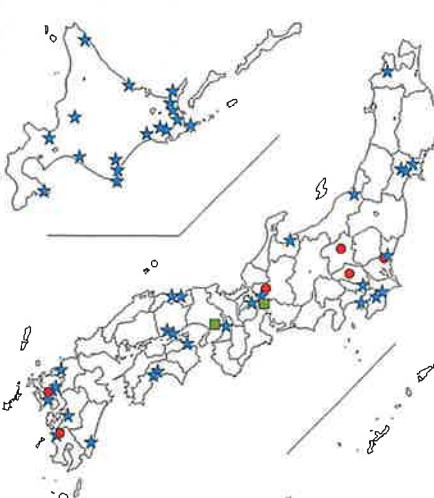
○家きん 6県6事例 (令和6年1月11日時点)

地域	疑似患畜判定日	用途	羽数(約)	型
1 佐賀県唐島市	11/25	採卵鶏	4万羽	H5N1
2 宮城県安間市	11/27	採卵鶏	7.2万羽	H5N1
3 埼玉県毛呂山町	11/30	採卵鶏	4.5万羽	H5N1
4 鹿児島県出水市	12/3	採卵鶏	2.3万羽	H5N1
5 群馬県高山村	1/1	採卵鶏	36万羽	H5N1
6 岐阜県山県市	1/5	肉用鶏	5万羽	H5N1

○飼養鳥 2県2事例

検体回収場所	検体回収日	種名	病原性	型
1 茨城県潮来市	11/23	タカ科	HPAI	H5N1
2 兵庫県神戸市	12/14	モモアカノスリ	HPAI	H5

※ HPAI:高病原性鳥インフルエンザ
LPAI:低病原性鳥インフルエンザ



<飼養衛生管理基準重要項目>

- 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
- 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- 衛生管理区域に立ち入る車両消毒等
- 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕

- 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
- 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
- ねずみ及び害虫の駆除
- 従業員への周知

<実践7項目>

■衛生管理区域に入る際の措置

- ①立入台帳への記入
- ②車輌消毒
- ③手指消毒等
- ④長靴の消毒
- ⑤衣服の消毒

■畜舎に入る際の措置

- ⑥手指の消毒等
- ⑦長靴の消毒



HPA | 防疫演習

管内で家畜伝染病が発生した場合に備えて、五島地域の防疫演習を実施しました。今回は五島振興局と五島市職員を召集し、防疫作業従事者が集合して健康調査や作業内容の説明などを受ける後方支援センターの設営・運営の演習を行い、作業内容の確認と演習で出た問題点の改善を実施しました。

万一の家畜伝染病発生に備えて、今後も防疫演習を実施し、防疫体制の強化に努めていきます。



春節時期における家畜防疫対策の徹底について

高病原性鳥インフルエンザは、渡り鳥の我が国への飛来ルート上にある韓国において、令和5年12月以降、家きん農場でのH5N6亜型ウイルスによる発生事例が増加しているなど、引き続き、防疫対策の徹底が必要です。

また、日本の近隣諸国では、アフリカ豚熱、口蹄疫等の発生が継続、又は拡大しており、特にアフリカ豚熱は、日本と台湾を除くアジアで継続的に発生が確認されていることから、我が国への侵入リスクは依然として高い状況です。

加えて、これから春節時期を迎えることから、引き続き下記に留意のうえ、危機感を持って農場における病原体侵入防止の徹底をお願いします。

日々の健康観察において、万一、飼養家畜・家きんに異状が認められた場合は家畜保健衛生所までご連絡ください（休みでも転送電話でつながります）。

- 畜産関係者等の家畜伝染病発生地域への渡航の自粛
- 特に、外国人従業員への海外からの肉製品が郵送できない旨の注意喚起、肉製品郵送確認時の動物検疫所への連絡
- 必要ない人や車両等の農場への出入り制限を看板等で周知
- 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置・使用
- 畜舎、車両、人、物品等の消毒励行
- 消毒薬の効果的な使用（有機物除去、適切な濃度、定期的な交換等）
- 防護柵、防鳥ネット等の点検と不備を認めた際の修繕
- 農場周辺の草刈りや枝剪定等による農場への野生動物の侵入防止
- 野生動物を誘引しないよう、死亡家畜・家きんや排泄物等の適切な管理・処理

牛のアルボウイルス感染症サーベイランス検査結果について

毎年、春先に生まれた未越夏牛の子牛の抗体検査により、又カ力等の吸血昆虫によって媒介される牛アルボウイルス（牛流行熱ウイルス等）の動きを調査しています。今年度も管内4戸の牛飼養農家にご協力いただき、15頭について検査を行いました。

管内では、ディアギュラウイルス (DAGV)、流行性出血病ウイルス (EHDV) 血清型6、ブルータングウイルス (BTV) の流行が確認されました。なお、DAGV及びEHDVは県内他地域でも流行が確認されています。今年度は多数のウイルスが侵入しており、これらが関与した牛異常産の発生リスクが高い状況にあると考えられます。アルボウイルス感染症以外の疾病予防にもつながりますので、吸血昆虫の発生しにくい農場づくりに努めましょう。

令和4年度のワクチン接種実績は牛異常産4種混合不活化ワクチン1,014頭、イバラキ病ワクチン1,290頭ですが、管内繁殖雌牛頭数に対し接種頭数が少ないことが分かります。抗体価は一定期間を過ぎると減少し、それに伴い、感染防御能が低下します。定期的なワクチン接種をお願いします。

流死産や異常子牛の娩出が頻発する場合はアルボウイルス等の関与が考えられるので、診療獣医師や当所へご相談ください。なお、診断には胎盤、母牛血清が必要ですので材料の確保をお願いします。

●吸血昆虫の発生しにくい農場づくり

- 定期的な草刈り
- 不要な水たまりの除去
- 防虫ネットの設置
- 防虫剤や殺虫機の利用等

●異常産関連ワクチンの定期接種

4-5月（吸血昆虫の行動が活発になる前）のワクチン接種が望ましいです。

初年度	4月	5月	※初回接種以降は年1回の接種
	1回目	2回目	又カ力による 感染時期

DAGV

異常子牛の娩出（視力障害、哺乳困難、起立不能等）、流死産

EHDV

発熱（39℃～40℃）、泡沫性流涎、鼻や口の粘膜の充血・潰瘍、嚥下障害、流死産

BTV

EHDV類似症状に加え出生子牛の先天異常

肉用牛大学に参加しました

去る12月18日、令和5年度五島地域肉用牛大学が開催されました。今回は叶有斗先生（鹿児島県農業共済組合曾於家畜診療センター）から「黒毛和種子牛における疾病低減と生産性向上への取り組み」についてご講演いただきました。講義内容を抜粋して紹介します。生産性向上のため今後の参考にしてください。

1. 子牛だけではなく妊娠末期牛の寒冷対策もお願いします

体温調節のためのエネルギー要求量が増える寒冷期は、妊娠末期牛に増飼い+αの対策（給餌量の追加、添加剤の給与、敷料等による保温）が必要です。胎子が大きく成長する妊娠末期に寒冷期が重なる3～4月生まれの子牛は、出荷時の日齢体重が低い傾向にあるようです。

2. 子牛の日齢体重や疾病率は、母牛の栄養状態と生後1か月齢までの増体率に依存します

下痢や肺炎の多発農場にて（事例1）ミルク哺乳量を4L→7L変更、（事例2）分娩前後の増飼い及び化成肥料（N含有）の利用、（事例3）ミルク哺乳量を10～14日齢までに最大3L、妊娠末期牛の蛋白補給を指導し、子牛の発育改善及び疾病低減が認められた事例がありました。

3. その他

- 哺乳量不足により子牛の行動（起きる、柵を舐める、人に寄る）が活発になる。
- 妊娠末期牛の栄養不足は虚弱子牛の娩出、分娩遅延、難産の発生率を上昇させる。
- 給餌量の実測値と農家の申告値との一致率は極めて低い（一致率25%）。

家畜・家きんを飼養されている方は、定期報告書の提出が必要です！

家畜伝染病予防法により、愛玩目的を含めて家畜・家きんを1頭(羽)でも飼養している方は、毎年2月1日時点での家畜の飼養状況等の報告が義務付けられています。

当所が送付する様式へご記入のうえ、提出期限内に当所、市町または最寄りのJA支店まで提出いただきますようお願いします。新しく家畜・家きんの飼養を始めた方やご不明な点がある方は、当所までお問い合わせください。

<提出期限> 期限内の提出をお願いします

- ① 牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者 ⇒ 令和6年4月15日
② 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者 ⇒ 令和6年6月17日

<提出書類>

○：必ず提出 △：前回提出し、内容の変更がなければ提出不要

内 容		小規模	中規模	大規模
1	基本情報、家畜の種類と頭数	○	○	○
2	衛生管理区域の設定・消毒設備の設置		△	△
3	埋却地の確保状況		△	△
4	大規模農場に関する報告			△
5	飼養衛生管理基準の遵守状況		○	○

<農場の分類>

家畜の種類	小規模	中規模	大規模
牛（24か月齢以上）	1頭	2頭以上、200頭未満	200頭以上
水牛、馬			
豚、鹿、めん羊、山羊、いのしし	6頭未満	6頭以上、3,000頭未満	3,000頭以上
鶏、うずら	100羽未満	100羽以上、10万羽未満	10万羽以上
あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥		100羽以上、1万羽未満	1万羽以上
だちょう	10羽未満	10羽以上、1万羽未満	

【転入者挨拶】

11月より入所した瀬田と申します。

長崎県は畜産に力を入れているので、農家の力になるよう尽力していきたいと思います。

新潟県出身で長崎県は初めてで訛り等の不安がありましたが、不要でした。

趣味は珈琲と運動で大学のころバドミントンをしていました。

至らぬ点が多いと思いますが、よろしくお願いします。

